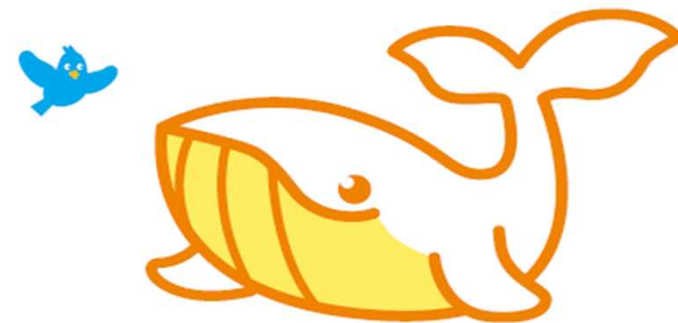


専門職団体から見た現状と課題

成年後見制度利用促進専門家会議
第2回運用改善等WG

令和3年9月15日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート



専門職団体（リーガルサポート）から見た現状と課題

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

- 第1 リーガルサポート（司法書士）が行っている不正防止の取組
- 第2 リーガルサポート（司法書士）が関わって行っている後見人等の交代の実態
- 第3 運用、法改正で改善すべきと考える事項
- 第4 専門職・専門職団体としてできること、できないこと
- 第5 司法書士後見人（専門職・専門職団体）として感じている課題

第1 不正防止の取組

リーガルサポートの目的と事業

▷定款第3条（目的）

この法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって**高齢者、障害者等の権利の擁護**及び福祉の増進に寄与することを目的とする

▷定款第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

（1）任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の**養成、推薦**及び**指導監督**（以下略）

▷定款第5条 この法人に次の**会員**を置く

（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した司法書士会会員である**司法書士**及び**司法書士法人**（以下略）

●当法人の事業の2本柱

「専門職**後見人養成**事業」（下記1）と「専門職**後見人指導監督**事業」（下記2～4）
以下、次の仕組みを説明します。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 研修制度と名簿登載 | 2 業務報告と執務管理支援 |
| 3 特定会員制度 | 4 全件原本確認 |

第1 不正防止の取組

1 研修制度と名簿登載

後見人等候補者名簿

- 会員司法書士中の所定の**研修単位取得者**の**名簿**を作成し、家庭裁判所に提出
- 名簿登載期間は**2年**。2年後には名簿登載の更新が必要
- 名簿登載の**更新**時にも、所定の**研修単位**の**取得**が必要
- 後見人**候補者の推薦**、**相談員**・研修会**講師**・市区町村等への**委員派遣**は、**名簿登載者**から行う

第1 不正防止の取組



1 研修制度と名簿登載

研修制度

- 専門職後見人としての後見事務の質の確保を図るため、**法律、福祉、医療、人権、倫理**等のテーマ（後見事務を行う上で知識や理解が必要とされる様々な分野）について実施
- 名簿**新規登載**
以下の研修単位の取得（**22時間以上**の研修受講）が必要（必修科目）
 - ① 法定後見等の相談・申立
 - ② 成年後見の基礎実務①
 - ③ 成年後見の基礎実務②
 - ④ リーガルサポートの報告制度
 - ⑤ 保佐、補助の基礎実務
 - ⑥ 後見等監督の基礎実務
 - ⑦ 成年後見等の事件終了の基礎実務
 - ⑧ 任意後見の基礎実務（相談・契約含む）
 - ⑨ **成年後見制度の理念**とリーガルサポートの成立過程と役割
 - ⑩ 後見業務への心構え、後見人等の**倫理**
 - ⑪ **認知症の理解**
 - ⑫ **知的障害者の理解**
 - ⑬ **精神障害者の理解**
 - ⑭ **虐待等、人権に関する内容**
 - ⑮ 指定研修

第1 不正防止の取組



1 研修制度と名簿登載

研修制度

○ 名簿登載更新

名簿登載更新時には「更新」用の研修単位の取得（**15時間以上**の研修受講）が必要
「**倫理研修**」「指定研修」「ディスカッション形式の研修」（**グループワーク**）の研修単位の取得が必須（必修科目）

☆指定研修

成年後見制度の現状の課題について等、その時期に特に必要であると定めたテーマ、その時期にふさわしい内容をトピックとしてとり上げ、指定して必修研修としている。これまでに「指定研修」として指定したテーマ等として、「当法人が策定した『**会員の不祥事の再発防止策**』の周知徹底」「公益法人の意義」「成年後見制度利用促進**基本計画策定後の専門職後見人のあり方**」「**意思決定支援の考え方**」等を定めている。

第1 不正防止の取組



2 業務報告と執務管理支援（1）

- 会員が受託している**全ての事件が対象**
- **インターネット上のクラウドを利用**し、個人情報保護に配慮した上で、本人の心身の状態、生活・財産状況、会員の執務内容等の定期**業務報告を義務化**（通常**6か月に1回**）
- 執務管理委員による**業務報告の精査・指導監督**
- 定期的業務報告の実施による、**会員自らの後見業務の振り返り・見直し**
- 執務管理委員の精査能力向上の対策（精査マニュアルの作成等）

第1 不正防止の取組



2 業務報告と執務管理支援 (2)

(1) 就任時の報告

- 後見人に就任した日から2か月以内に報告
- 報告内容
 - ① 事件の概要
 - ② 本人に関する事項（健康状態、要介護度等、訪問・面談の頻度その他の**身上保護事務の方針を検討するのに必要な情報**）
 - ③ 本人の**財産に関する事項**（現金、預貯金、不動産、有価証券、保険契約、負債等財産目録に相当する内容）
（預貯金については、残高が確認できる通帳等をPDF化して提出）
 - ④ 年間の収支予定etc.

(2) 就任後の定期的な遂行報告

- 前回行った報告から概ね**6か月ごと**に実施
- 預貯金残高の変動が確認できる**通帳等の写しを添付**
- 前回報告以降の**資産の増減**（不動産、有価証券等の処分、保険金の受領等）、**収支実績**について、正確な（1円単位の）報告

第1 不正防止の取組



2 業務報告と執務管理支援 (3)

(3) 終了時の報告

- 終了事由の発生登録
- 登録後3か月以内に業務報告の実施（以後すべての財産引継まで3か月ごとに報告）
- 報告内容
 - ① 終了登記申請の年月日
 - ② 家庭裁判所への報告状況
 - ③ 預貯金残高（残高が確認できる預貯金通帳の写しを添付）
 - ④ 報告期間の収支実績
 - ⑤ 管理財産の引渡先等
- 財産**引継**に関する報告

課題 現在の業務報告の精査（執務管理支援）は、**財産管理**に関する事項が中心
身上保護に関する事務の報告、指導監督、支援の充実が、今後の課題

第1 不正防止の取組



3 特定会員制度

○ 「特定会員」とは？

より**詳細な指導監督の実施が必要**であると判断された**会員**が対象

← **報告遅滞、家庭裁判所からの指導要請、懲戒処分、多額の現金管理**等、**不適正な事務が疑われる特定の事項**が見られる場合に、「特定会員」となる

○ 特定会員には以下の対策を実施

① 定期的な業務報告時に提出すべき**裏付け資料**を加重（**詳細な資料の提出を求める**）

② **預貯金通帳（現物）・現金出納帳**・家庭裁判所に提出した資料等の**確認・調査**

③ 上記の結果、不適正な事務遂行が認められ、又は不正が疑われるとき

→ 速やかに会員の指導監督を行う（家庭裁判所・司法書士会と連携して当該会員の事務等について指導を要請）

第1 不正防止の取組



4 全件原本確認（不正の抑止策）

- **全会員を対象**として順次実施（**不適切な事務が疑われる場合**でなくとも実施される）
- **会員が受託している**成年後見・保佐・補助（ただし、保佐・補助は預金通帳等を管理すべき代理権が付与されている事件に限る）のうち監督人が選任されていない事件と任意代理（通常の任意代理の委任契約に基づく財産等の管理）**事件の全部が対象**
- **預貯金通帳等の原本を確認**する（通常の業務報告ではコピーの提出を求めている）
- **業務報告された預貯金残高と、預貯金通帳の原本の残高を照合**
- 未報告の管理通帳や定期預金の有無の確認

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



後見人等の交代の契機

当法人の会員が後見人等に就任している場合において、後見人等の交代の契機となるのは、主に

- 1 苦情等を契機とするもの
- 2 会員自身の病気（メンタルの不調を含む）・死亡を契機とするもの

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



家庭裁判所その他の関係機関との連携

いずれのケースにおいても、

- **会員自身**や**その親族**から家庭裁判所・当法人への**申出**のみでなく、
- **当法人**が当該**交代の契機となる事実・情報**を、会員（当該**会員自身**のほか、支部の**他の会員**も含む）、家庭裁判所、司法書士会その他の**関係機関**から**収集・共有**し、又は関係各所に対し**提供**し、**円滑かつ迅速な後見人等の交代**に関与していることが多い。

当法人の業務報告・執務管理支援制度等との連動

- 円滑かつ迅速な対応を図るために必要な、会員に関する情報の収集や管理については、**当法人の業務報告・執務管理支援・原本確認等の制度**が大きく**寄与**している。
- 後見人等交代の決定機関である家庭裁判所に対する情報提供等についても、各**家庭裁判所**との間で**連携**スキームを構築している。

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



1 苦情等を契機とするもの

① 苦情等（**苦情ではない情報提供**を含む）をきっかけに、会員による不適切な後見事務が判明し、辞任又は解任に至るケース

※ 苦情等は、**当法人**に直接寄せられるケース、当法人の**別の会員**に寄せられるケース、**家庭裁判所**に寄せられるケース等、ルートは様々

※ **本人・親族**のほか、**行政**、**中核機関**、地域**包括**支援センター、**ケアマネ**ジャー、サービス提供**事業所**等から苦情等が寄せられるケースもある

② **会員と本人、親族、関係者等との間のトラブル、コミュニケーション（説明）不足等**に起因するケース

→ ○ 会員が**辞任を要求**されるケース・**解任の申立て**がされるケース

○ 会員が**自ら辞任を申し出る**ケース（必ずしも不適切な後見事務が行われていたわけではないが、辞任に至るケースも）

※ 苦情・トラブルが、会員の明らかな**知識不足・業務懈怠・放置**が原因である場合

→ **業務の改善を指導**している

※ **制度理解の不足（誤解）**に起因する苦情が寄せられることも少なくない

→ そのような場合には、**誤解を解消するための説明**をしている

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



辞任を要求されるケース（具体例）

- **会員の説明、発言、態度**等に本人、親族、関係者等が**不安**や**不信感**を抱いた事例
- 裁判所が決定した（会員が受領する）後見人**報酬**について、本人や親族の納得が得られず、また、後見人が預金通帳を管理すること自体について、本人の納得が得られず、そのことを契機に信頼関係を築くのが困難となった事例
- 本人の親族が、**望んでいた後見人が選任されなかった**ことに納得がいかず、後見人に就任した会員に対し、当初から攻撃的な態度をとる事例
- 選任された後見人（会員）が行う**後見事務が、親族の思惑とは違って**いた場合
※ 会員が、**親族間の対立**に巻き込まれたり、**本人と親族の考え方の違い**に振り回されたりすることがある。
- 会員と本人との関係は**良好**だが、対応の難しい**親族が会員に対する強い不信感を抱いているため、関係修復が困難**となる事例

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



2 会員自身の病気（メンタルの不調を含む）や死亡を契機とするもの

○ 後見人が（通常は）突然、事実上不在に

→ 被後見人の生命、身体、財産を保護するため、家庭裁判所をはじめとする**関係機関と連絡**を取り合い、**迅速に**後任者に後見事務を**引き継**げるようにする必要
しかし、（重い）病気になった会員自身がその対応をすることは困難なことも

○ 苦情等を契機とするケースと違い、通常は、不測の事態が**突然発生**して、対応を迫られる。また、一人の会員が**複数の案件**を受任していることが少なくない。

→ 専門職団体としても、対応困難な案件が少なくない
当該会員が**10件以上**受任している場合には、後任者の推薦に苦勞する
こういう時こそ、専門職団体が力量を発揮

○ 当該会員が受任している後見事件を管轄する**家庭裁判所と連携**し、**当法人において一元管理している会員の情報（受託事件の情報を含む）**を基に、速やかに**後任者を推薦**する等して、被後見人が不利益を被ることのないよう対応している。

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



専門職団体の強み

- 個人でカバーできないところは、所属**団体が適切にフォロー**する仕組みを構築する必要
- リーガルサポートは、**日頃から地元の家庭裁判所と連携**しており、後任者の推薦も円滑に対応することが可能

個人情報に関する整理

当法人が**一元管理する情報を、後任者への財産引継のために利用**すること（当該会員の受任状況の裁判所への通知、引継予定事件の件数や、本人の生活場所、年代、性別等の概要を後任後見人候補者の選定のために用いること等）については、個別具体的に個人情報保護法に規定されている除外規定（利用目的による制限について16条3項2号、第三者提供の制限について23条1項2号「**人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。**」）が適用されることを慎重に検討した上で行っている。

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



苦情対応で感じている課題

- 後見人等（会員）に対する苦情が、「**辞め（させ）てほしい**」という申出の形で現れると、どうしても、**解任事由の有無を検討**し、解任事由があるとは言えなければ、「問題なし」という結論になってしまう。
- ※ **家庭裁判所に対する苦情も同様**であると思われる。
法務局・司法書士会に対する会員の**懲戒申立て**も同様
- しかし、後見人等には広範な裁量が認められており、他方で、解任事由は「後見人に**不正な行為、著しい不行跡**その他**後見の任務に適しない事由**があるとき」なので、余程のことがない限り（たとえ個別の具体的な後見事務に必ずしも適切とは言えないものがあつたとしても、それだけでは）、「解任事由あり」という判断にはならない。

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



苦情対応における課題の解決方法（案）

- もっとも、会員を指導監督する当法人からみても、会員の後見事務が、**解任事由には該当しないとしても、改善の余地**があるのではないかと思われるようなケースもある

ex. 説明・配慮・コミュニケーション不足 独善的な財産管理方法
意思決定支援・身上保護の視点が不十分 チーム支援・連携に非協力的

- そのようなケースでは、基本的には、辞任を促す（求める）方向ではなく、会員に、苦情を受け止めた上で、自らの後見事務を省みて、今後の後見事務の遂行について、本人を含む支援チームとの緊密な連携、協議（本人の**意思決定支援のプロセスの履践**）等を促している（支部役員が「個別ケア会議」「事例検討会議」等に**参加させていただき、問題点・改善点を洗い出し、会員に改善を促すことも**）

→ このような調整は、**解任権限を前提として後見監督を行っている家庭裁判所では困難**

- ⇒ 「**解任を前提としない**（誤解や行き違いに起因するトラブルの解消・解決を目的とした）後見事務の**調査**」の仕組みを、**家庭裁判所**に用意することはできないか。あるいは

「苦情の内容を聞き、**トラブルの解決・解消に向けた調整**をする**紛議調停**のような機能」を、**中核機関その他の機関**の機能として組み込むことができないか

第2 リーガルサポートが関わっている後見人等の交代の実態



気になる最近の傾向

- 苦情を契機に辞任に至る事例が増加傾向
- 業務懈怠・放置、連絡がつかないといった苦情を契機に当法人（支部）が調査した結果、会員が**心身の不調により後見事務の継続が困難な状態**に陥っていることが判明する場合がある
- **苦情を契機に**、対応の難しい親族に苦慮するなど、後見事務によって、**精神疾患になっていたり、精神疾患とまではいかないまでも精神的に参ってしまっていることが判明**して、結果的に辞任につながっているケースも
- 会員自身のメンタルの不調に起因すると思われる解任事例も
- 会員のメンタルケアや、会員が紛争に巻き込まれたときの対応等会員のフォローをどのように行っていくのかが、今後の課題

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



1 本人にとっての必要性や支援の状況に合わせた保佐・補助の活用

事例1

Aさん



- ・ 80歳代女性
- ・ 亡夫から相続した自宅で一人暮らし
- ・ 2年前に認知症の診断を受ける
- ・ 要介護2

家族



- ・ 同じ市内に長男夫婦が居住



- ・ 隣県に二男が居住

現在の状況

- ・ 家族が訪問したことを覚えていないことがある
- ・ 家事を今までのようにしようとして、思い通りにできないときがある
- ・ 通帳や現金を紛失、役所などから届く書類の管理ができないことがある

支援の体制

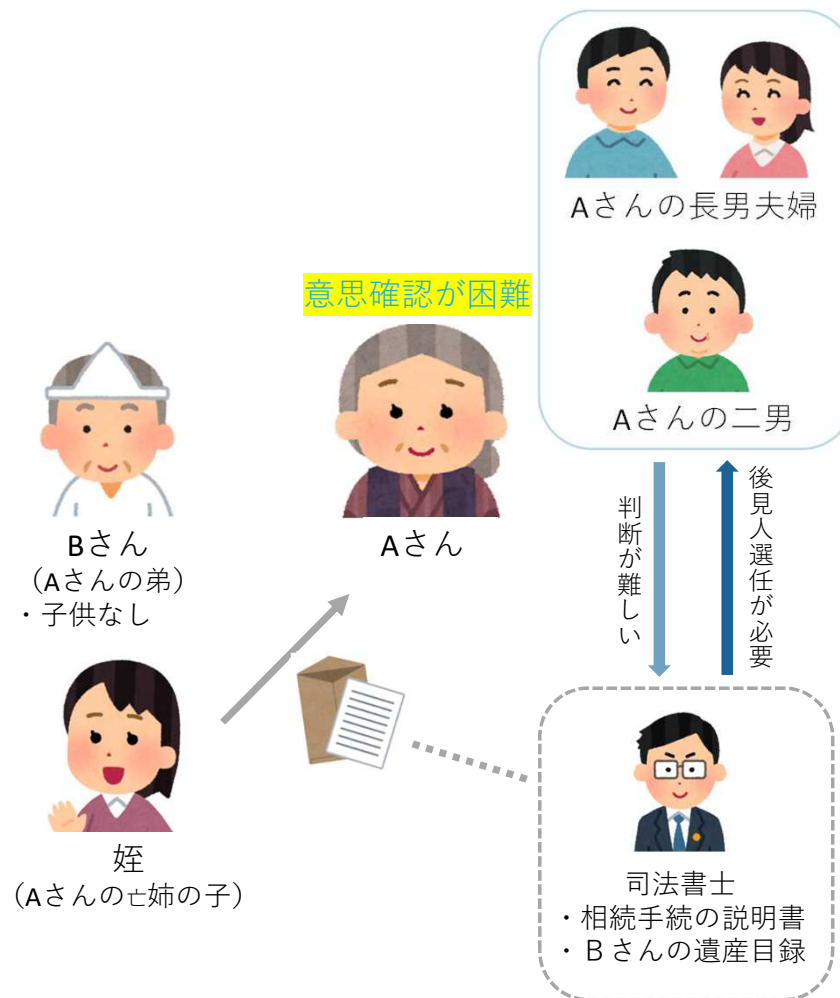
- ・ ヘルパー週3回、デイサービス週2回利用
- ・ 夕食は宅配弁当
- ・ 通帳は長男が管理、定期的に日用品費を本人に届けている
- ・ 月に1回程度、二男も訪問、家族で本人の生活を見守っている
- ・ 本人は、住み慣れた自宅での生活を希望し、家族も可能な限り本人の思い通りに支援していきたいと考えている

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



ある日のこと・・・

- 姪（Aさんの亡姉の子）から、Aさんの弟Bさんが亡くなり、その相続手続きが必要なので協力してほしいという手紙が届く
- 亡くなったBさんは子どもがおらず、姉であるAさんは相続人の一人
- 手紙には、手続きを説明する司法書士の書面とBさんの遺産目録が同封されていた
- 遺産は、借地上に建っている築年数不詳の建物と預貯金約150万円
- きょうだいが多いこともあり、Aさんの取得財産（法定相続分）は50万円に満たない
- 遺産分割に関する **Aさん自身の意思の確認は困難**
- 子どもたちから、Aさんは認知症もあり判断が難しいと回答
- 司法書士から、**手続きを進めるためには後見人を選任する必要**があるという説明を受けた
- しかも、遺産分割協議が終わっても成年後見制度の利用は継続すると聞いて、今のAさんにそこまでの必要はないのに・・・と子どもたちは釈然としない気持ちになった



第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



司法書士として少なからず実務の現場で遭遇する事例

- 遺産分割協議だけのために、Aさんに成年後見制度が必要？

- しかし、手続が進まないことは、相続人にとって望ましいことではない。
 - 例えば、**相続のみに限定した権限**が付与され、手続が終われば**必要性がなくなった**として、**取消可能**であるような制度の利用はできないだろうか・・・。

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



本人や周囲の支援の状況の変化に合わせた制度の柔軟な利用

今後想定される変化

- Aさんの認知症が進み、自宅での生活が困難に
- 自宅の売却・売却代金を介護費用等に充てるための財産管理
- 家族の転勤、病気、その他の事情により、今までのような支援を続けられなくなるetc.
 - その時々本人や家族等の**状況の変化に合わせた柔軟な利用**ができれば、利用者（本人）がメリットを実感できる制度となるのではないか。

○ さらに・・・

例えば、後見人は、**当初は「見守りの」な支援**（権限は必要かつ限定的な範囲）で関与し、**状況の変化に応じて権限を拡張**していく**柔軟な制度利用**ができないか

→ 早期の制度利用につながり、**第三者後見人**が選任された場合は**関係を築きつつ必要な支援を共に考えていく**ことができる

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



運用の改善と法改正に向けて

例えば・・・

- ① **必要性・補充性**の原則を取り入れた制度
 - ② **三類型の一元化**
 - ③ **定期審査**の導入 ※要介護認定・障害支援区分の認定には有効期限がある
 - ④ (後見類型相当の事案であっても) 支援のために**必要な行為に限定した権限**付与
 - ⑤ **成年後見制度の利用 (開始・後見人等の選任の審判)**と**行為能力の制限 (同意権付与の審判)**を別の**手続**とする (後見が開始しただけでは、本人の行為能力は制限されず、本人の支援・保護のために特に本人の行為能力の制限が必要な場合には、別途、同意権付与の申立てを要することとする) etc.
- 法改正も視野に入れた検討が必要な時期に来ているのではないか

☆ 現状では、保佐・補助**開始後の代理権の付与 (追加)**の審判の手続に**時間がかかる**場合があり、裁判所における**運用面での工夫**が望まれる。

☆ さらに、権限の付与によって**結果的に本人の取引を制限**してしまう実務の運用 (**金融機関の実務対応**) も
※代理権の付与により本人の行為能力が制限されるわけではないにもかかわらず...

→ この点も運用の改善が必要

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



前提として、本人の**状況変化に合わせて柔軟な対応**ができる体制整備が不可欠

- チームでの連携した支援
- 日常生活自立支援事業等の隣接事業（制度）との連携・併用 etc.
- ◆ 後見人が関わることにより、本人や周囲の支援の状況が変化しても、
継続性のある支援が可能に

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



2 任意後見契約締結から発効までの体制整備と制度の周知

事例2

本人の甥が任意後見人となり、司法書士が任意後見監督人に選任された。

甥は、本人から何かあった時に頼むと言われ、近くに住む親族は自分だけであることから、任意後見契約を締結したが、任意後見契約発効後に改めて任意後見監督人に選任された司法書士から任意後見人の職務の説明を受け、自分にできるだろうかと困惑してしまった。

事例3

司法書士は、本人の娘から、兄が父親の財産を自分の都合の良いように管理しているという相談を受けた。

聞けば兄は父親と移行型の任意後見契約を締結しており、未発効のまま財産管理をしているという。

娘の申立てにより任意後見監督人が選任されたが、多額の使途不明金があり、既に財産がほとんど残っていなかった。

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



任意後見契約公正証書作成時の任意後見受任者（任意後見人）の契約への関与のあり方

- 任意後見契約の受任者の7割は、非専門職
- 任意後見契約締結時に、制度の趣旨・任意後見人の役割等についての丁寧な理解が求められる
- 公証役場におけるDVDの視聴、DVDコンテンツのウェブサイトへの掲載、公証人による重要事項説明書などを活用した契約内容の説明の実施

契約締結後発効までの見守りや支援体制

- 中核機関等（法務局を含む）による見守りや支援の体制整備の検討

☆日本司法書士会連合会・リーガルサポート「任意後見制度の利用促進に向けての提言」（2020年9月3日）

<https://www.legal-support.or.jp/act/riyousokusin>

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



任意後見制度の具体的活用の周知

- 自分自身の「これから」を考えるために！
- ACP（人生会議）等とあわせて家族と話を！
- その上で信頼できる家族と任意後見契約を締結する
- 適切な家族がない、家族がいるが負担をかけたくないという場合は、
専門職等第三者との契約締結を検討するための情報提供
- 任意後見契約の活用について具体的な例を挙げ、広報等により周知

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



3 候補者の推薦（受任者調整）の課題

- 家庭裁判所、行政等からリーガルサポートに後見人候補者の推薦依頼をいただくケース
→ 通常は（多くは）、**司法書士向き**の案件、**司法書士が専門性を発揮できる**案件
ex. 不動産の売却、遺産分割、債務整理、消費者被害の防止・予防・回復
財産が複雑、財産調査を要する（財産関係が不明）
← 後見事務の経験が豊富でない会員でも対応可能なものが多い
- しかし、最近は、「課題が不明」あるいは「特に司法書士後見人を必要とする理由が見当たらない」
案件も少なくない
= 「**他に候補者が見つからない**」「**他団体に断られた**」案件の、候補者の推薦依頼が増加
- 明らかに**アセスメント不足**のまま、「とりあえず司法書士を」という推薦依頼も

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



3 候補者の推薦（受任者調整）の課題

- このような推薦依頼は、組織内（当法人支部）で具体的な候補者を決める際に苦勞する（課題が分からないまま推薦しなければならないので）
 - ※ 候補者の推薦に当たり、「特定の分野に強い」「経験が豊富」等の**会員の特性を活かし切れ**ないだけでなく、実際には虐待対応等難しい課題があるにもかかわらず、経験があまりない会員を推薦してしまい、**ミスマッチ**が生じてしまう
- そもそも、推薦依頼を受けるに当たり、**提供される情報が**少なすぎる
 - ※ **福祉的なアセスメントを経ておらず、後見開始後に福祉的な課題の整理・解決から行わなければならない**案件は、**経験豊富な会員でなければ十全な対応は難しい**
 - ※ これに対し、**福祉的な課題が整理されている案件**であれば、経験があまりない会員でも対応できる可能性（たとえば財産管理に課題があっても） ← **受任者調整の課題**
- 家庭裁判所、中核機関等から候補者の推薦依頼を受ける際に、案件に関して**提供される情報が充実**されれば、**ミスマッチを防ぐ**ことができるだけでなく、担い手の有効活用（**適材適所の推薦**）も可能になる
- 対人援助の事務を、事前の「顔合わせ」なしで、円滑にスタートさせること自体困難
 - 事前の「**顔合わせ**」を経てから正式に候補者の推薦をする（**推薦する候補者を決める**）仕組みであれば、ミスマッチも防ぎやすいのでは？

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



4 現場で頻繁に遭遇する課題（例）

金融機関、証券会社の対応

- 保佐人・補助人に財産管理の**代理権**が**付与**されている場合、制度利用の届出によって一律に本人は取引ができないという扱いがされ、今までできていた**本人の取引を制限してしまう**ことに
※本来、代理権の付与は、本人の行為能力を制限するものではない
- キャッシュカードを発行できない、利用できる店舗を開設口座の支店のみに限定するという対応もまだあり、ネットバンキングを利用できない**金融機関**も多い
急な出金が必要な時などに対応しにくい
- 届出の際の**時間がかかる**。窓口の**職員の制度理解が十分ではない**ケースが散見される
- 郵送による**手続**に対応しているところは少なく、窓口へ出向くことを求められる
- 金融機関によって、口座名義人の表記の仕方が異なるため（「（成年被後見人）甲野太郎 成年後見人 △△△△」、「甲野太郎」等）、**口座振替依頼書を作成し提出しても、名義不一致等を理由に手続が止まってしまう**ことがある
- 任意後見制度利用の届出に任意後見監督人の同意が必要であるとして、**監督人の署名や印鑑証明書の提出を求められる**

※『実践 成年後見』第94号「後見実務としての財産管理からみた金融機関の対応」参照

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



携帯電話の契約（変更・解約を含む）

- 保佐・補助で、該当すると考えられる**代理権が付与されている場合であっても本人の関与を求められる**など、制度理解が十分でない対応が少なからずある。その結果、**手続が円滑に進まず、本人に心理的・身体的負担感を与えてしまう**

書類の送付先

- 書類の管理が難しくこれを紛失したり、受領した書類を見て不安や負担を覚える本人も少なくないため、後見人等の支援が必要だが、後見人等より届出の連絡をしているにもかかわらず、**書類は本人の住所にしか送ることができないという対応**をされることが少なからずある（保険会社、農業協同組合、国家公務員共済組合等）
- 自治体への送付先の届出について、**部署ごとへの手続**を求められ一元化されていないところが多数ある。特に特別定額給付金、ワクチン接種券など速やかな対応が求められるケースにおいて、後見人等への送付の必要性について**担当部署の理解が十分でなく**、混乱が生じたところもあった

第3 運用・法改正で改善すべきと考える事項



契約書類の標準書式

福祉サービス、医療契約などの契約書について、いまだに**身元保証人・引受人などの署名欄に後見人が署名を求められる**ことがある。また、家族の署名のみで手続きが進められてしまう場合もある

契約書面の押印について、後見人が署名押印をしているにもかかわらず、**重ねて本人印の押印を求められる**ことも

成年後見制度利用者用の契約書の書式を用意する等の工夫が必要ではないか（そのような契約書の書式を用意している事業所等は、現状ではそれほど多くない）

住民票

長期入院を余儀なくされている場合等、実際に本人が居住している場所に住民票を置くことができないことがあり、**職権消除の対象となる懸念**がある（職権消除された後にどのように回復すべきなのか）

生活保護

一律に代理申請を認めない取扱いのため、本人が申請意思を表明できない状態である場合に適切に職権保護がされないときは、制度を利用することの阻害要因になりかねなかった

⇒令和3年9月1日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡により解消

※ 以上、主な事例を列挙したが、現時点においても**運用面の工夫により改善できることが少なくない**と思われるので、関係者への制度理解についての更なる働きかけが求められる

第4 専門職・専門職団体としてできること、できないこと



担い手の確保・育成等

- 適切な後見事務を遂行できる**後見人等候補者**（会員）の**養成・推薦**
- 市民後見人の**育成・活躍支援**
⇒ 研修教材、講師派遣、市民後見人の活動支援、市民後見実施機関の支援
- 社会福祉協議会等による**法人後見の実施のための支援**
⇒ **運営、受託検討**に関する**助言、委員等の派遣**
- **法人後見**、法人後見監督の実施
⇒ 虐待案件等個人受任では対応しにくい案件を法人受任（パブリック・ガーディアン機能）
しかし、多数の事件の受任は難しい
- 多数の「無報酬」「著しく低廉な報酬」案件の受託は困難

後見事務の質の担保、不正行為の防止に関する取組

- L Sシステムを通じた業務報告・その精査による会員の後見事務の**指導監督・支援**
- 研修履修（単位取得）を必須とする定期的な後見人等**候補者名簿の更新**
- 会員の後見事務に対する苦情の受付・**苦情対応**

第4 専門職・専門職団体としてできること、できないこと



権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営のための連携・中核機関の支援

- **広報**用パンフレット等の提供
- **相談員**・各種研修会への**講師派遣**
- 権利擁護支援の検討を要する**ケース会議等への参加、助言**
- **受任者調整会議**への参加及び後見人候補者の推薦
- 審議会、協議会等への**委員の派遣** ※ただし、全ての市町村への派遣は現状では困難

公益信託成年後見助成基金による報酬助成

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的に、**当法人**を**委託者**、三菱UFJ信託銀行を受託者とする基金（公益信託）を平成13年12月に発足させた

※ **寄附を主な財源**とする**基金**は、**常に不足気味**であるため、現状では**十分な助成ができていない**（**助成期間、申請件数等、助成要件**に様々な**制限**を設けざるを得ない状況である）だけでなく、将来的には基金の存続自体が危ぶまれる等、**持続可能な報酬助成制度とするための課題が山積**している

※ 現状では、「包括遺贈」や特定遺贈であっても「遺留分侵害額請求がされた案件」は受遺できない取扱いになっており、**身寄りのない人の遺産の帰属先としての機能を発揮し切れていない**という課題も

第5 専門職団体として感じている課題



- **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**（その他の意思決定支援に関する各種ガイドラインを含む）の理解と**実践**、ガイドラインに基づく後見事務のあり方の確立
 - ※ 専門職後見人 → 後見の専門職 ⇒ 権利擁護支援（意思決定支援）の専門職（へ）
- **不正行為の防止・抑止**の徹底
- 会員が受託可能な後見事件の**キャパシティの限界**
 - ※ 経験豊富で、（財産管理だけでなく）本人の意思決定支援、身上保護、チーム支援等も十分対応できる会員は、既に多数の受任事件を抱えている
- **会員数（制度の担い手）の増強**、司法書士会との連携
 - ※ 行った後見事務の内容や負担に見合った報酬が確保されるのであれば、担い手の拡大もまだ望めるが・・・
 - ※ **司法書士会の協力も得て、会員数の一層の増加を目指したい**
後見事務を行う司法書士は、リーガルサポートに入会して後見事務を行ってほしい
- 権利擁護支援の地域連携**ネットワークの構築・運営**に携わることのできる会員の養成・増強
- 具体的な事件の受任を前提としない、**地域の権利擁護支援の機能への（司法書士としての）関わり**
- 権利擁護支援の施策への組織（団体）としての関与